２０２０年５月吉日

お客さま各位

損害保険ジャパン株式会社

久留米支店　久留米支社

**新型コロナウイルス感染症に関する海外旅行保険の商品改定のご案内**

拝啓　皆さま方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、保険の補償対象化を望むお客さまの声が高まっていることもふまえ、新型コロナウイルス感染症の補償を拡大する商品改定を実施いたします。

以下に商品改定の内容をご案内いたしますので、ご不明な点につきましては、取扱代理店もしくは弊社までお問い合わせください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　敬具

記

１．商品改定の内容

下表掲載の全特約に新特約「指定感染症追加補償特約」を追加保険料なしで自動セットします。これにより、保険責任期間中に新型コロナウイルス感染症に感染した際に、事由の発生（「治療費用」は治療の開始、「疾病死亡」は死亡）が保険期間終了後30日以内の場合も2020年２月１日に遡及して補償対象となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 商品 | 特約等 |
| 海外旅行総合保険 | 治療・救援費用補償特約、疾病死亡保険金支払特約、疾病治療費用補償特約 |
| 【off!】企業パッケージ | 新・海外旅行保険普通保険約款、疾病死亡危険補償特約、治療・救援費用補償特約、疾病死亡保険金支払特約、疾病治療費用補償特約 |
| 新・海外旅行保険【off!】 | 新・海外旅行保険普通保険約款、疾病死亡危険補償特約 |
| 学校旅行総合保険 | 海外疾病死亡危険補償条項、海外疾病治療費用補償条項、弔慰費用補償条項 |

（注）従来、新型コロナウイルス感染症の「治療費用」は、責任期間終了後７２時間以内に　治療を開始した場合に補償対象でしたが、本改定により、責任期間終了後３０日以内に治療を開始すれば補償対象となります。

２．改定実施時期

　上記商品改定は、2020 年 2 月 1 日（※）に遡って適用します。具体的には、以下の契約が対象となります。

－2020 年 2 月 1 日が保険期間に含まれる契約

－2020 年 2 月 1 日以降に保険始期がある契約

（※）「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」等の施行日です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

　別紙

【補償と取扱いに関して】

|  |  |
| --- | --- |
| 補償項目 | 保険金のお支払い対象となる場合 |
| 疾病死亡 | ・責任期間中に死亡された場合・責任期間中に発病して、責任期間終了後72時間以内に治療を開始し、責任期間終了後　30日以内に死亡された場合・責任期間中に感染して、責任期間終了後72時間以内に発病および治療を開始し、責任期間終了後30日以内に死亡された場合**【特約新設により、以下の場合もお支払い対象となります】****・責任期間中に新型コロナウイルスに感染し、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合** |
| 治療費用治療・救援費用疾病治療費用 | ・責任期間中に発病して、責任期間終了後72時間以内に治療を開始した場合・責任期間中に感染して、責任期間終了後72時間以内に発病および治療を開始した場合**【特約新設により、以下の場合もお支払い対象となります】****・責任期間中に新型コロナウイルスに感染し、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合** |

このご案内は主な改定の概要を説明したものです。詳細は以下のお問い合わせ先までご照会ください。

■取扱代理店

株式会社久留米保険企画

住所：福岡県久留米市国分町２０３９－６

TEL ：０９４２－２１－０７３８

FAX ：０９４２－２１－６６８１

■引受保険会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

＜公式ウェブサイト＞

https://www.sompo-japan.co.jp/contact/

SOMPOグループの一員です。



（SJNK19-50527　2020.2.19）

（SJ20-50024　2020.4.30）